

西 財 号 外
令和4年3月1日

入札参加資格者 各位

西尾市長 中 村 健
(公 印 省 略)

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者を補佐する者の西尾市発注工事における取扱いにつ
いて (通知)

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下「特例監
理技術者」という。) 及び監理技術者を補佐する者 (以下「監理技術者補佐」という。)
の配置については、下記のとおり運用することとしますので、通知します。

記

1 用語の定義

(1) 特例監理技術者

発注者から直接受注した特定建設業者が、監理技術者を専任で置くことが必要と
なる工事において、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で置き、監理技術者を
複数の工事現場で兼務させる場合、この監理技術者のことを「特例監理技術者」
という。

(2) 監理技術者補佐

監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、
学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術
者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求
める技術検定種目と同じであること。

2 次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。

(1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、
学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術
者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者
に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は入札参加資格者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件ま
でとする。

ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重
複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる

工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。

- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、国、愛知県及び西尾市が発注する公共工事でなければならない。ただし、国、愛知県、西尾市の発注する工事で施工箇所が西尾市内に限るものとする。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 当該工事が西尾市低入札価格調査実施要領第1条に規定する低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。国、愛知県の発注する工事においても、同様の考えとする。

3 特例監理技術者を配置する場合は、別紙様式の兼務届に加えて、(6)～(9)について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。

4 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

5 本取扱いについては、令和4年3月28日以降の入札公告する工事から適用する。

監理技術者兼務届

年 月 日

(宛先) 西尾市長

受注者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

下記のとおり、監理技術者補佐を配置することにより監理技術者について兼務します。
記

監理技術者の氏名		
施 工 中 の 工 事	発 注 機 関 名	
	工 事 名	
	路 線 等 の 名 称	
	工 事 場 所	
	監理技術者補佐の氏名	
	工 期	年 月 日から 年 月 日
新 た に 契 約 し た 工 事	発 注 機 関 名	
	工 事 名	
	路 線 等 の 名 称	
	工 事 場 所	
	監理技術者補佐の氏名	
	工 期	年 月 日から 年 月 日
(添付書類)		
<ul style="list-style-type: none"> ・各工事の施工場所を記入した地図 (縮尺 1/100,000 以上) ・各工事のCORINSの写し ・監理技術者の職務を適正に遂行できることが確認できる書類 (監理技術者の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立ち合い等及び監理技術者と監理技術者補佐との間の連絡体制について示したもの) ・監理技術者補佐が担う業務等を記載した書類 		